

社会福祉法人浅草寺病院 役員等報酬規程

(目 的)

第一条 この規程は、社会福祉法人浅草寺病院と委任関係にある役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第二条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の職務執行等の対価として原則支払うものであり、その名称の如何を問わず、職位に基づいて支払われるものではない。

(評議員の報酬)

第三条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事の報酬)

第四条 理事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同一日に開催された理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、本項の報酬は支払わないものとする。

(監事の報酬)

第五条 監事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立入及び運営状況の指導または、監査の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同一日に開催された理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、本項の報酬は支払わないものとする。

第六条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(報酬の算定及び額)

第七条 報酬額は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の職務執行の対価として相当であるほか、社会福祉法人としての理念を踏まとうえで、法人の経営状況を鑑みて算定する。

- 2 理事の報酬額は、理事全員の総額が各年度で1,000,000円を超えない範囲で、別表1のとおりとする。
- 3 監事の報酬額は、監事全員の総額が各年度で1,000,000円を超えない範囲で、別表1のとおりとする。
- 4 評議員の報酬額は、評議員全員の総額が1,000,000円を超えない範囲で、別表1のとおりとする。
- 5 評議員選任・解任委員の報酬額は、別表1のとおりとする。

(支払の方法)

第八条 報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した日または、第四条第2項及び第五条第2項に定める業務にあたった日に原則支払うものとする。

- 2 支払方法は、報酬から源泉徴収をした額を現金で支払うものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、役員、評議員及び評議員選任・解任委員より、別の支払方法での申し出があった場合はその限りではない。

(報酬の辞退)

第九条 報酬は、辞退することができる。

(出張旅費)

第一〇条 役員が法人業務のために出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、原則、実費をとして支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(改訂)

第一一条 本規程の改訂は、次のとおりとする。理事会の議決を経なければならない。

- (1) 第一条から第五条、第七条第1項から第4項及び第八条から第一一条については、評議員会の決議を経なければならない。
- (2) 第六条及び第七条第5項については、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より適用する。

この規程は、平成22年6月19日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

別表 1

区 分	報酬額（1日分）
理事長	無報酬
施設長である理事	無報酬
非常勤理事	33,411円
評議員	33,411円
監事	33,411円
評議員選任・解任委員	33,411円